

広島県教育委員会教育長告示第九号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定によって、広島県立総合体育館の管理を行う指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十一年三月三十一日

広島県教育委員会

教育長 榎 田 好 一

指 定 を 受 け た 者	主たる事務所の所在地	指 定 年 月 日	管 理 の 期 間
名 称 及 び 代 表 者 氏 名 財団法人広島県教育事業団 理事長 山田 穂積	広島市西区観音新町二丁目二番二二四号	平成二十二年三月二二日	平成二十二年四月一日～平成二十六年三月三二日